

○棚倉町競争入札心得

平成27年4月30日

訓令第6号

改正 平成29年8月1日訓令第5号

平成29年11月1日訓令第7号

平成29年12月28日訓令第8号

平成30年3月30日訓令第1号

(目的)

第1条 町が発注する工事等(工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む。)

又は製造の請負契約及び物品等の買入れその他による一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札に参加するものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、棚倉町財務規則（昭和58年棚倉町規則第6号。以下「規則」という。）第114条の規定により入札金額の100分の5以上の額とし、その納付等については別に定める。ただし、規則第115条の規定に該当する者については、これを免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

(入札等)

第3条 入札参加者は、工事等に係る公告又は指名通知書、棚倉町工事請負契約約款（平成23年棚倉町告示第3号）、特約条項、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

- 5 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- (1) 契約の履行に当たり故意に工事等若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第4条 規則第122条第2項により指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまで（第9条の規定により落札者を決定するまでをいう。）は、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提示して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたって競争を制限する目的で、他の入札参加者と入札価格又は入札意志について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に

開示してはならない。

(見積内訳書)

第6条 町が発注する工事の請負に係る入札を行う場合は、入札参加者は入札書に加えて、適正に積算され、入札書に記載された入札額に対応した見積内訳書を提出しなければならない。

2 再度の入札においては、見積内訳書の提出を求めない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

2 競争入札を実施する場合において、入札参加者が1名以下の場合は、入札の執行を取りやめる。

(無効の入札等)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 見積内訳書の提出が無い入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められるとき
- (11) 入札書と見積内訳書の金額が異なる入札
- (12) 見積内訳書に未記入等の不備がある入札
- (13) 所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (14) その他、入札に関する条件又は町において、特に指定した事項に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 低入札価格調査制度が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札
(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

（入札の回数等）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行い、さらに予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再々度入札を行い、3回の入札をもって終了する。

- 2 最初の入札において参加しなかった者及び第8条に規定する無効の入札等をした者は、再入札に参加することができない。

（契約保証金）

第11条 契約保証金の納付等については、別に定める。

（契約書等の提出）

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消

すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議申立)

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第14条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(補則)

第15条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第5号）

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第7号）

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第8号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式

入札辞退届

工事番号

工事名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年月日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

棚倉町長様